

# 令和3年度 第1回宮城県渋滞対策連絡協議会

日 時:令和3年7月14日(水)

13時30分～

会 場:TKP ガーデンシティ仙台 30階

ホール 30A

## 会 議 次 第

### 1. 開 会

### 2. 会長挨拶

### 3. 議 事

- ① 委員名簿、規約改正について
- ② 宮城県渋滞対策連絡協議会のこれまでの取組み【資料1】
- ③ 主要渋滞箇所の交通状況モニタリング【資料2】
- ④ 観光地、大規模施設、イベント等の交通状況モニタリング【資料3】
- ⑤ 関係者が連携した渋滞対策【資料4】
- ⑥ ダブルネットワーク速度低下区間の重点モニタリング【資料5】
- ⑦ 最近の話題提供【資料6】

### 4. 講 演

- ①人工知能を活用した交通信号制御の高度化について  
慶應義塾大学工学部 栗原教授
- ②位置情報ビッグデータの活用  
(株)Agoop 藤井様
- ③ナビアプリを活用した渋滞対策の可能性  
(株)ナビタイムジャパン 小川様
- ④AI やドラレコを活用した渋滞対策  
日本電気(株) 大西様

### 5. 閉 会



# 令和3年度 第1回 宮城県渋滞対策連絡協議会

## 委員名簿 兼 出欠名簿

	機関名	役職	出欠	来場形式
会長	東北地方整備局	仙台河川国道事務所長	出席	来場
委員	東北地方整備局	南三陸沿岸国道事務所長	出席	Web
委員	東北運輸局	交通政策部 交通企画課長	出席	来場
委員	東北運輸局	自動車交通部 旅客第一課長	出席	Web
委員	東北運輸局	宮城運輸支局 首席運輸企画専門官	出席(代理)	Web
委員	東北地方整備局	企画部 広域計画課長	欠席	
委員	東北地方整備局	道路部 道路計画第一課長	欠席	
委員	東北地方整備局	道路部 道路計画第二課長	出席	Web
委員	東北地方整備局	道路部 地域道路課長	欠席	
委員	東北地方整備局	道路部 交通対策課長	出席	Web
委員	東日本高速道路(株) 東北支社	管理事業部 交通技術課長	出席	来場
委員	東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社	気仙沼BRT営業所長	出席(代理)	Web
委員	宮城県警察本部	交通規制課長	出席(代理)	Web
委員	宮城県 土木部	道路課長	出席	Web
委員	宮城県 土木部	都市計画課長	出席	Web
委員	仙台市 都市整備局	総合交通政策部長	出席	Web
委員	仙台市 建設局	道路部長	出席	Web
委員	石巻市	建設部長	欠席	
委員	塩竈市	建設部長	出席	Web
委員	気仙沼市	建設部長	出席	Web
委員	白石市	建設部長	出席	来場
委員	名取市	建設部長	出席	Web
委員	多賀城市	建設部長	出席(代理)	来場
委員	岩沼市	建設部長	出席(代理)	Web
委員	登米市	建設部長	出席	Web
委員	栗原市	建設部長	出席	来場
委員	東松島市	建設部長	欠席	
委員	大崎市	建設部長	出席	Web
委員	富谷市	建設部長	出席(代理)	Web
委員	蔵王町	建設課長	出席	来場
委員	大河原町	地域整備課長	出席	来場
委員	村田町	建設水道課長	出席	Web
委員	柴田町	都市建設課長	出席(代理)	来場
委員	亘理町	都市建設課長	出席	Web
委員	山元町	建設課長	出席	Web
委員	松島町	建設課長	出席	Web
委員	七ヶ浜町	建設課長	欠席	
委員	利府町	都市開発部長	出席	Web
委員	大和町	都市建設課長	出席	来場
委員	大衡村	都市建設課長	出席	Web
委員	加美町	建設課長	出席	来場
委員	涌谷町	建設課長	出席(代理)	Web
委員	美里町	建設課長	欠席	
委員	南三陸町	建設課長	出席	来場
委員	公益社団法人 宮城県トラック協会	専務理事	出席(代理)	来場
委員	公益社団法人 宮城県バス協会	専務理事	出席(代理)	来場
委員	一般社団法人 宮城県タクシー協会	専務理事	出席	来場

# 宮城県渋滞対策連絡協議会規約

## (名称)

第1条 本会は、「宮城県渋滞対策連絡協議会」(以下「協議会」という)と称する。

## (目的)

第2条 協議会は、宮城県内における慢性的渋滞を解消し、円滑な交通を確保するため、関係機関相互の調整を図りつつ、渋滞対策について総合的な整備計画を策定することを目的とする。

## (協議事項)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事項について検討、協議を行う。

- (1) 渋滞実態の把握、分析
- (2) 渋滞対策に関する施策の検討
- (3) 渋滞対策に関する整備計画の策定
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

## (構成)

第4条 協議会は、国土交通省東北地方整備局、東北運輸局、東日本高速道路(株)、東日本旅客鉄道(株)、宮城県、仙台市、宮城県警察本部、関係する市町村及び会長が認める機関の職員により構成する。

## (協議会)

第5条

1. 協議会には会長を置き、会長は国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所長とする。
2. 会長は、協議会を統括し協議会を招集する。
3. 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名したものが、その職務を代行する。
4. 協議会の構成は、別紙のとおりとする。ただし、必要に応じて会長が指名するものを委員として参加させることができる。

## (部会)

第6条 会長は協議会の目的達成のため、必要に応じ部会を設けることができる。

## (事務局)

第7条 協議会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置く。

事務局は、国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所調査第二課、及び南三陸沿岸国道事務所工務課、宮城県土木部 道路課、同県同部 都市計画課、仙台市都市整備局 総合交通政策部交通政策課、同市同局同部 公共交通推進課、同市 建設局道路部 道路計画課に置く。

付則 この規約は、平成 5年 6月16日から施行する。

平成 6年 9月12日改正

平成 9年11月 6日改正

平成11年 7月30日改正

平成14年 2月 7日改正

平成17年11月18日改正

平成21年12月17日改正

平成29年 8月24日改正

令和 元年 8月 2日改正

令和 3年 7月14日改正